

- 口 前条第二項ただし書に規定する国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する旨
 二 出願品種の产地を形成しようとする場合 次に掲げる事項
 イ 出願者が当該出願品種の产地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）
 ロ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨
- 3 前項の規定による届出をした者（その承継人を含む。次条第一項及び第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項において同じ。）は、次項の規定による公示（第十三条第一項の規定による公示と併せてされたものに限る。）前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の指定の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。
- 4 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらに公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、前項の規定による公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。
- 6 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号口又は第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない。
- 7 農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第二項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号口又は第二号口に規定する行為（以下「輸出等の行為」という。）には及ぶものとする。（指定国又は指定地域の追加）
- 第二十一条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について指定国又は指定地域を追加する必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、指定国又は指定地域を追加する旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

- 2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の追加の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（前項の規定による指定国又は指定地域の追加の全部を取り消す旨の届出を除く。）には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。次項及び次条第三項において同じ。）を公示しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。
- 5 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等について追加された指定国又は指定地域に係る輸出等の行為については、前条第七項の規定は、適用しない。
- 6 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第二十一条の二第一項の規定による届出を取り下げられた旨及び当該公示をした年月日を記載するものとする。
- 7 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等についての輸出等の行為については、第二十二条の二第七項の規定は、適用しない。
- 8 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗についての表示については、第二十二条の二第五項及び第六項の規定は、適用しない。
- 9 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等についての輸出等の行為については、第二十二条の二第七項の規定は、適用しない。
- 10 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の下に「公示するとともに」を加え、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び当事者」を「当事者」に改め、「もの」の下に「及び第四項の規定により意見を述べた通常利用権者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。
- 11 第二項の規定による申請があつたときは、その登録品種の通常利用権者は、前項に規定する期間内に限り、意見を述べることができる。
- 12 第三十一条第一項中「第八条第三項」を「第八条第五項」に改める。
- 13 第二章第四節中第三十二条の次に次の二項を加える。
 （通常利用権の対抗力）
- 14 第三十二条の二 通常利用権は、その発生後にその育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者に対しても、その効力を有する。